

インフルエンザ予防対策チェックリスト

施設用

☆ 感染予防の取り組み状況について、この機会にご確認ください ☆

チェック欄	チェック内容
	施設内でインフルエンザが流行していることを家人に文書・メール・電話連絡等で周知している。
	インフルエンザの流行期には、施設の玄関等にインフルエンザ様疾患の症状がある方の面会を控えていただく内容の掲示を行っている。
	入所者の検温、健康観察を徹底している。特に喘息、糖尿病、腎臓病、ステロイド使用者、心臓病等基礎疾患のある者の観察は丁寧にし、有症時には早期に対応している。
	職員は出勤前の検温、健康チェックを徹底し、有症時には休業できる体制を整えている。特に喘息、糖尿病、腎臓病、ステロイド使用者、心臓病等基礎疾患のある者は、有症時早期受診を心がけている。
	ワクチン接種が円滑に行えるよう配慮している。
	インフルエンザの流行期には、食堂の座席をできるだけ対面とならないような配置とし、隣席との間隔を開けている。
	マスクの正しい使い方、購入にあたっての選び方を周知している。売店でマスクを販売している。
	人の集まる行事の中止または延期、実施する場合は時間や方法を工夫している。
	液体石けんを使用し、30秒以上かけた正しい手洗いを励行している。擦りこみ式アルコール消毒剤の配置、鼻をかんだ後の手洗い、こまめな爪切り、ハンドケアも十分に行っている。
	冬場も時間毎に十分な換気をしている。
	ドアノブ、階段、手すり、リハビリ用具、車椅子や杖などの介助具等、手が触れる部分のアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム希釈液による消毒を行っている。
	使い捨てペーパータオルまたはハンドドライヤーを設置している。あるいは個人用のタオル、ハンカチで手を拭いており、共用していない。保育所等ではタオル掛けの間隔をあけている。
	外出・外泊後の健康管理に注意し、有症者を早期発見ができるよう観察している。

チェック欄	お願いしたいこと・お伝えしたいこと
	インフルエンザ流行を施設内だけでなく地域社会の問題として捉え、感染拡大防止のご理解とご協力をお願いします。
	外来者や面会者にも、マスク着用や手洗い・手指消毒等の感染予防対策への協力をご依頼ください。
	感染可能期間は発熱前日から発熱後5日まで、潜伏期間は18～72時間日です。処方通りの服薬の徹底が必要です。症状がなくなっても服薬を中断すると、症状が再発したり、薬剤に耐性を作ってしまうことがあります。また、発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで休業とし、体調不良時の無理な出勤は控えられるようお願いします。
	家族内での感染もあります。家人への注意喚起もお願いします。
	マスクはサージカルマスク(BFE95%以上と表示されている物)が望ましく、布製マスクは飛沫を通過させます。
	症状の有無にかかわらず、施設内や公共交通機関でのマスク使用は感染予防の面から効果があります。
	擦りこみ式アルコール消毒剤は、エタノール70%以上含有のジェルタイプの物が望ましいでしょう。噴霧式のもの、ウィルスを飛散させてしまうことがあります。掃除の時にも埃を巻き上げないように配慮しましょう。
	インフルエンザウィルスは、体外に出て12時間で死滅してしましますが、1日1回(昼頃)に塩素系漂白剤(ハイター・ブリーチなど10mlに水を加えて2Lとした希釈液)で清拭するのもよいでしょう。感染性胃腸炎にも有効です。ただし、金属は錆びるので注意し、10分後に水拭きで仕上げてください。

重症患者の発生や、感染拡大が著しい場合は保健所へご連絡ください。

ひとりひとりの心がけ(感染予防)が、大きな感染拡大を抑えます。ご協力よろしく願いいたします。

問い合わせ先 : 徳島保健所 疾病対策担当 電話 088-602-8907